

# 法と経済学会・通常総会

日時：2016年11月6日（日）13:20～13:50

場所：熊本大学 黒髪北地区  
文法学部本館 A2 教室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議長選任

### 3. 審 議

- 第1号議案 2015年度事業報告
- 第2号議案 2015年度収支決算
- 第3号議案 2016年度事業計画
- 第4号議案 2016年度収支予算
- 第5号議案 会則の変更について
- 第6号議案 2016年度役員について

### 4. 事務連絡

### 5. 閉 会

## 資 料

- 資料1 第1号議案 2015年度事業報告
- 資料2 第2号議案 2015年度収支決算
- 資料3 第3号議案 2016年度事業計画
- 資料4 第4号議案 2016年度収支予算
- 資料5 第5号議案 2016年度収支予算
- 資料6 第6号議案 2016年度収支予算

## 第1号議案 2015年度事業報告

### 【2015年度の活動】

法と経済学会は、2014年度通常総会(2015年7月5日)において承認された事業計画に基づき、以下のような活動に取り組んできた。

#### 1. 通常総会の開催

通常総会を2015年7月5日(日)東京大学本郷キャンパス法学政治学系総合教育棟(東京都文京区)にて開催した。

(参加者 128名 委任状含む)

##### 【審議及び報告事項】

- 第1号議案 2014年度事業報告
- 第2号議案 2014年度収支決算
- 第3号議案 2015年度事業計画
- 第4号議案 2015年度収支予算

議長として、2015年度会長古城誠氏が選任され、第1号議案から第4号議案まで異議無く賛成多数で原案通り承認可決された。

#### 2. 全国大会等の開催

2015年度(第13回)全国大会を2015年7月4日(土)～5日(日)に、東京大学本郷キャンパスにて開催した。(延参加者162名)

(特別講演1題、パネルディスカッション2題、一般研究発表14題)

2016年7月に熊本大学にて開催を予定していた2016年度全国大会について、震災により延期したため、講演会・報告会を2016年7月2日(土)に東京工業大学大岡山キャンパスにて開催した。

(特別講演1題、一般研究発表2題)

#### 3. 学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の査読

『法と経済学研究(Law and Economics Review)』への投稿論文の査読を進めた。

#### 4. 情報提供発信

学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)11巻1号』をオンラインジャーナルとして発刊した。

#### 5. 理事会等の開催

総務委員会、企画運営委員会、編集委員会及び教育・普及委員会の体制により、法と経済学に関する学術研究を推進した。

理事会等の開催状況は次のとおり。

2015年4月24日(金)	総務委員会・企画編集委員会	東京大学
2015年5月25日(月)	編集委員会	東京大学
2015年10月6日(火)	編集委員会	東京大学
2015年7月5日(日)	理事会	東京大学
2016年1月19日(火)	編集委員会	東京大学
2016年1月25日(月)	総務委員会・企画編集委員会	政策研究大学院大学
2016年6月22日(水)	総務委員会・企画編集委員会	東京大学
2016年7月2日(土)	理事会	東京工業大学

6. 会員状況（2016年3月31日現在）

正会員数 464名（内、一般：423名、学生：41名）

（参考 2015年度末正会員数516名（内、一般：450名、学生：66名）

賛助会員数 5社（5口）

以上

## 第 2 号議案 2015 年度収支決算

自 2015 年 4 月 1 日  
至 2016 年 3 月 31 日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
会費収入	正会員会費収入	3,500,000	2,557,000	△ 943,000
	賛助会員会費収入	120,000	120,000	0
	会員外査読料等	10,000	36,000	26,000
	小計	3,630,000	2,713,000	△ 917,000
寄付金収入	寄付金収入	10,000	0	△ 10,000
雑収入	全国大会収入	150,000	54,000	△ 96,000
	受取利息等	1,000	553	△ 447
	小計	151,000	54,553	△ 96,447
当期収入合計 (a)		3,791,000	2,767,553	△ 1,023,447
前期繰越収支差額		1,210,728	1,210,728	0
収入合計 (b)		5,001,728	3,978,281	△ 1,023,447

支出の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
管理費	事務局委託費	1,764,000	1,500,000	△ 264,000
	会議費	50,000	85,515	35,515
	旅費交通費	5,000	0	△ 5,000
	通信運搬費	30,000	36,801	6,801
	消耗品費	5,000	2,560	△ 2,440
	印刷費	10,000	0	△ 10,000
	支払手数料	80,000	74,196	△ 5,804
	小計	1,944,000	1,699,072	△ 244,928
事業費	全国大会費	500,000	436,535	△ 63,465
	機関誌発行費	100,000	119,482	19,482
	名簿発行費	0	0	0
	研究会費	150,000	0	△ 150,000
	諸謝金 *1	-	25,648	25,648
小計	750,000	581,665	△ 168,335	
予備費	雑費(予備費)	50,000	0	△ 50,000
当期支出合計 (c)		2,744,000	2,280,737	△ 463,263

当期収支差額 (a)-(c)	1,047,000	486,816	-
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,257,728	1,697,544	-

\*1) 諸謝金:これまで論文査読料の謝金を研究会費としたが今期より「諸謝金」の科目を設けこちらに移した。

## 監査報告

監査の結果、適正に処理されていることを確認いたしました。

2016 年 6 月 22 日

監事 島中 薫里



監事 荒田 映子



## 貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債・繰越の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	3,200,094	【流動負債】	1,502,550
普通預金	3,200,094	未払い金 *1	1,500,000
現金	0	預り金 *2	2,550
【固定資産】	0	【固定負債】	0
		負債合計	1,502,550
		次期繰越金	1,697,544
		繰越資産合計	1,697,544
合計	3,200,094	合計	3,200,094

\*1: 未払い金=事務局業務委託費(1,500,000円)

\*2: 預り金=査読者源泉徴収税預り金

総会資料3

### 第3号議案 2016年度事業計画

#### 1. 全国大会、シンポジウム等の開催

会員相互の交流のため、2016年11月に全国大会を開催するほか、適宜、シンポジウム、セミナー（法と経済学勉強会）等を開催する。

#### 2. 機関誌の刊行

電子メディアの活用を図りつつ、学会誌「法と経済学会誌(ニューズレター)」を定期的に刊行する。  
なお、会員のニーズを踏まえて、必要な場合には印刷発行を行う。

#### 3. 法と経済学に関する学術研究の推進

学術論文の投稿・審査制度を運用し、機関誌「法と経済学研究 (Law and Economics Review)」に掲載するほか、研究会の設置等により、法と経済学に関する学術研究を推進する。

## 第 4 号議案 2015 年度収支予算

## 2016 年度 法と経済学会 予算書(案)

自 2016年4月1日

至 2017年3月31日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	2016年度予算額	前年度予算	増減
会費収入	正会員会費収入	3,050,000	3,500,000	△ 450,000
	賛助会員会費収入	120,000	120,000	0
	会員外査読料等	20,000	10,000	10,000
	小計	3,190,000	3,630,000	△ 440,000
寄付金収入	寄付金収入	10,000	10,000	0
雑収入	全国大会収入	50,000	150,000	△ 100,000
	受取利息等	1,000	1,000	0
	小計	51,000	151,000	△ 100,000
当期収入合計 (a)		3,251,000	3,791,000	△ 540,000
前期繰越収支差額		1,697,544	1,210,728	486,816
収入合計 (b)		4,948,544	5,001,728	△ 53,184

支出の部				
大科目	中科目	予算額	前年度予算	増減
管理費	事務局委託費	1,764,000	1,764,000	0
	会議費	50,000	50,000	0
	旅費交通費	55,000	5,000	50,000
	通信運搬費	30,000	30,000	0
	消耗品費	5,000	5,000	0
	印刷費	10,000	10,000	0
	支払手数料	80,000	80,000	0
	小計	1,994,000	1,944,000	50,000
事業費	全国大会費	400,000	500,000	△ 100,000
	機関誌発行費	100,000	100,000	0
	名簿発行費	0	0	0
	研究会費	50,000	150,000	△ 100,000
	諸謝金 *1	50,000	0	50,000
小計	600,000	750,000	△ 150,000	
予備費	雑費(予備費)	50,000	50,000	0
当期支出合計 (c)		2,644,000	2,744,000	△ 100,000

当期収支差額 (a)-(c)	607,000	1,047,000	—
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,304,544	2,257,728	—

\*1) 諸謝金:2014年度まで論文査読料の謝金を研究会費として処理していたが2015年度決算より「諸謝金」の科目を設け、こちらに移行した。

## 第5号議案 会則の変更について

### 1. 変更の背景

- ・本年7月2日開催の理事会において、会則第22条により収支予算は総会の議決事項であり、11月の熊本大学における総会までは予算が確定せず、それまで（7月から11月の間）は予算を執行できないこととなることが審議された。
- ・このため、7月以降、11月までの予算について、理事会承認により執行することとした。
- ・都市住宅学会等、公益社団法人における学会規約では、予算について総会議決事項ではなく理事会議決事項とするなど、議決事項等について柔軟な定めとなっている。（次頁に関係条文を抜粋）
- ・以上を背景に、理事会では当学会においても規約（第22条）を変更し、事業計画、収支予算並びに事業報告を理事会議決事項とすることを議決した。

### 2. 変更の内容

#### （旧）

##### （議決事項）

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

#### （新）

##### （議決事項）

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 収支決算に関する事項
- (2) その他理事会が必要と認めた事項

#### 参考 : 会則変更に係る法と経済学会会則の定め

##### 第7章 雑則

##### （会則の変更）

第26条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない

(総会の議決事項)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は担保の設定
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(中略)

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算については、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度の末日までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第 1 項に掲げる書類は、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長等が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号迄の書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(以下略)



## 第 6 号議案 2016 年度役員について

副会長選挙（2016. 10. 26～11. 2）の投票結果について

2016-2018 年度副会長候補 神田秀樹氏は、信任されました。

## 法と経済学会 2016-2018 年度役員名簿（案）

（2016 年 11 月 6 日現在、氏名 50 音順・敬称略）

理事・会長	細江 守紀	熊本学園大学経済学部教授
理事・副会長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
理事	青木 玲子	九州大学副学長
理事	安藤 至大	日本大学大学院総合科学研究科准教授
理事	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
理事	飯田 高	東京大学社会科学研究所准教授
理事	池田 康弘	熊本大学法学部准教授
理事	伊藤 秀史	一橋大学大学院商学研究科教授
理事	岩崎 政明	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
理事	宇佐美 誠	京都大学大学院地球環境学堂教授
理事	太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	加賀見 一彰	東洋大学経済学部総合政策学科教授
理事	金子 宏直	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授
理事	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
理事	岸本 哲也	早稲田大学大学院公共経営研究科客員教授
理事	久米 良昭	政策研究大学院大学教授
理事	古城 誠	上智大学法学部教授
理事	小林 秀之	一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授
理事	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
理事	清水 剛	東京大学大学院総合文化研究科准教授
理事	田中 亘	東京大学社会研究所准教授
理事	常木 淳	大阪大学社会経済研究所教授
理事	中川 雅之	日本大学経済学部経済学科教授
理事	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
理事	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
理事	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
理事	村松 幹二	駒澤大学経済学部教授
理事	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
理事	山崎 福寿	日本大学経済学部教授
理事	吉田 修平	吉田修平法律事務所所長・弁護士
理事	若杉 隆平	京都大学経済研究所客員教授
監査	畠中 薫里	政策研究大学院大学准教授
監査	荒田 映子	武蔵大学経済学部教授

## (参考資料 1)

### 会長及び副会長の選挙、任期等についての規則

2014年6月27日 理事会決  
2010年7月11日 理事会決  
2003年2月15日 理事会決

- 第1条 本規則は、法と経済学会会則（以下「会則」という）第14条の選挙について、会則第28条に基づき定める。
- 第2条 副会長は、理事会が作成した候補者のうちから、正会員の投票によって選出する。
- 第3条 副会長は、任期満了の後、新年度の会長となる。ただし会長就任日は、会則第21条第1項が定める通常総会開催日とする。
- 第4条 会長が任期途中で欠けたときは、前任の副会長が会長となり、1期に限り、会長に再任される。
- 第5条 会長及び副会長は、理事会の提案にもとづく正会員の信任投票を経ることで、1期に限り再任される。

## (参考資料 2)

### 法と経済学会・会則（全文）

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、法と経済学会（Japan Law and Economics Association）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務所を東京都に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、法と経済学に関する研究及び研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関連学会との連携を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究者の連絡及び協力促進
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) 機関誌その他の図書の刊行
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学会との連絡提携
- (6) 法と経済学に関する国際的な交流
- (7) 法と経済学に関する教育
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達成するため理事会が適当と認める事業

#### 第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業を賛助する個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、第28条の規則の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の変更)

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

(会員の権利)

第10条 会員は、本会が刊行する学会誌のその他刊行物の優先的配布を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

2 会長は、会員が会費を6か月以上滞納したときは、前項に定める会員の権利を停止することができる。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

(4) 会費を2年以上滞納したとき

(除名)

第12条 会長は、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

#### 第4章 役員等

(役員)

第13条 本会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 20名以上40名以内、内1名を会長、1名を副会長とする。

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、会長及び副会長は理事となる。

2 会長及び副会長は、第28条の規則の定めるところにより、正会員の中から選任する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して総会の権限にかかる事項以外の事項を決議し、執行するほか、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

4 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。

(役員任期)

第16条 会長及び副会長の任期は2年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第28条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。

2 理事及び監事の任期は2年とし、再任されることができる。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第17条 会長は、役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったとき又は特別の事情があるときは、理事会の議決を経て、総会の議決に基づきこれを解任することができる。

(委員会)

第18条 本会は、会務の運営又は第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会において決定する。

3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第19条 本会に、会務を処理するため事務局を設ける。

#### 第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

(招集)

第21条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 会長は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(議決事項)

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) その他理事会が必要と認めた事項

(議決)

- 第23条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。  
 2 議決権の行使は、書面をもって、他の出席正会員に委任することができる。  
 3 前項による委任は出席とみなす。

## 第6章 会計

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 雑則

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第27条 本会を解散する場合は、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(規則)

第28条 この会則の施行に必要な規則は、理事会が定める。

## 附則

(会計等に関する経過措置)

第1条 本会の設立当初の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、2003年2月15日から2004年3月31日までとする。

(会員等に関する経過措置)

第2条 設立総会前に法と経済学会設立発起人会によって正会員及び賛助会員として認められた者は、第7条の規定にかかわらず、本会の設立と同時に、それぞれ正会員及び賛助会員になるものとする。

(役員等に関する経過措置)

第3条 本会の設立当初の役員及びその任期は、第14条第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事(会長)	浜田	宏一	(任期2004年3月31日まで)
理事(副会長)	森脇	昭夫	(任期2005年3月31日まで)
			(但し、副会長職は2004年3月31日まで)
理事(副会長)	八田	達夫	(任期2005年3月31日まで)
理事	青木	昌彦	(任期2005年3月31日まで)
理事	阿部	泰隆	(任期2005年3月31日まで)
理事	安念	潤司	(任期2005年3月31日まで)
理事	伊藤	秀史	(任期2005年3月31日まで)
理事	井堀	利宏	(任期2005年3月31日まで)
理事	岩崎	政明	(任期2005年3月31日まで)
理事	宇佐美	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	内田	貴	(任期2005年3月31日まで)
理事	太田	勝造	(任期2005年3月31日まで)
理事	落合	誠一	(任期2005年3月31日まで)
理事	金本	良嗣	(任期2005年3月31日まで)
理事	河上	正二	(任期2005年3月31日まで)
理事	川濱	昇	(任期2005年3月31日まで)
理事	神田	秀樹	(任期2005年3月31日まで)
理事	岸本	哲也	(任期2005年3月31日まで)
理事	久米	良昭	(任期2005年3月31日まで)
理事	倉澤	資成	(任期2005年3月31日まで)
理事	古城	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	小林	秀之	(任期2005年3月31日まで)
理事	鈴木	興太郎	(任期2005年3月31日まで)
理事	田中	成明	(任期2005年3月31日まで)
理事	棚瀬	孝雄	(任期2005年3月31日まで)
理事	常木	淳	(任期2005年3月31日まで)
理事	林田	清明	(任期2005年3月31日まで)
理事	樋口	美雄	(任期2005年3月31日まで)
理事	深尾	光洋	(任期2005年3月31日まで)
理事	福井	秀夫	(任期2005年3月31日まで)
理事	福島	隆司	(任期2005年3月31日まで)
理事	細江	守紀	(任期2005年3月31日まで)
理事	増井	良啓	(任期2005年3月31日まで)

理事	松浦	好治	(任期2005年3月31日まで)
理事	松村	敏弘	(任期2005年3月31日まで)
理事	宮澤	節生	(任期2005年3月31日まで)
理事	八代	尚宏	(任期2005年3月31日まで)
理事	柳川	範之	(任期2005年3月31日まで)
理事	矢野	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	山崎	福寿	(任期2005年3月31日まで)
監事	畠中	薫里	(任期2005年3月31日まで)
監事	松浦	以津子	(任期2005年3月31日まで)

(役員任期に関する経過措置)

第4条 2007年度に新任された副会長の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

第5条 2009年度に選任された理事及び監事の任期は、第16条第2項の規定にかかわらず、1年とする。